

○志摩市総合計画条例

令和2年6月24日

条例第22号

(趣旨)

第1条 この条例は、総合的かつ計画的な市政の運営を図るため、市の総合計画の策定等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 総合計画 市における総合的かつ計画的な市政の運営を図るための最上位の計画であって、基本構想、基本計画及び実施計画からなるものをいう。
- (2) 基本構想 市の目指すべき将来像及び将来像を実現するための基本理念等を示したものをいう。
- (3) 基本計画 基本構想を実現するための施策の基本的な方針等を体系的に整理したものをいう。
- (4) 実施計画 基本計画の具体的な実施に関して策定する計画をいう。

(総合計画の策定)

第3条 市は、総合計画を策定するものとする。

(総合計画との整合)

第4条 市は、個別の行政分野に関する計画を策定し、又は変更するに当たっては、総合計画との整合を図らなければならない。

(議会の議決)

第5条 市長は、基本構想を策定し、変更し、又は廃止しようとするときは、議会の議決を経なければならない。ただし、軽微な変更については、この限りでない。

(公表)

第6条 市長は、総合計画を策定し、変更し、又は廃止したときは、速やかにこれを公表するものとする。

(志摩市総合計画審議会の設置)

第7条 市長の諮問に応じ、市の総合計画に関し必要な事項を調査審議するため、志摩市総合計画審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(審議会の組織)

第8条 審議会は、委員20人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 公共的団体等の役職員
- (2) 識見を有する者
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認める者

(委員の任期)

第9条 委員の任期は、委嘱又は任命のあった日から総合計画決定の日までとする。

(会長及び副会長)

第10条 審議会に、会長及び副会長各1人を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故がある時は、その職務を代理する。

(会議)

第11条 審議会の会議は、必要に応じて会長が招集する。

2 会長は、審議会の会議の議長となる。

3 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

4 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(意見の聴取等)

第12条 審議会は、審議のために必要があると認めるときは、市の職員その他関係者に対し、会議に出席を求めてその意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(委任)

第13条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(志摩市総合計画審議会条例の廃止)

2 志摩市総合計画審議会条例(平成16年志摩市条例第226号)は、廃止する。

(経過措置)

3 前項の規定による廃止前の志摩市総合計画審議会(以下「旧審議会」という。)は、この条例の規定に基づく志摩市総合計画審議会(以下「新審議会」という。)となり、同一性をもって存続するものとする。

4 この条例の施行の際、現に旧審議会の委員である者は、この条例の施行の日に、新審議会の委員として委嘱又は任命されたものとみなす。

5 附則第2項の規定による廃止前の志摩市総合計画審議会条例の規定によりなされた諮問、答申その他の行為は、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。